

第9回 中学校給食推進連絡協議会 会議録

- 開催日時 平成27年1月27日(火) 10:00~11:20
- 場 所 高津市民館 第5会議室
- 出席者 座長：川崎市PTA連絡協議会 齋藤会長
委員：小学校校長会 鈴木校長、山崎校長
中学校校長会 渡邊校長、伊藤校長
川崎市PTA連絡協議会 小原前会長、伊藤副会長、宮嶋事務局
川崎市教職員組合 倉田副委員長、阿部書記長
教育) 望月中学校給食推進室長
野本企画課長、古内教育環境整備推進室担当課長、市川指導課担当課長
邊見健康教育課担当課長
森中学校給食推進室担当課長、北村中学校給食推進室担当課長
古俣中学校給食推進室担当課長
- ※欠席者： 教育) 小田桐教職員課長

事務局：教育) 中学校給食推進室 二瓶担当係長、細見担当係長 谷口主任、佐藤主任
沼田主任、新津職員

■内 容 (進行 中学校給食推進室)

— 資料確認 —

— 座長挨拶 —

中学校完全給食実施方針の事業スケジュールの見直し等がされたということなので本会議においてそれらを踏まえて協議をしていきたい。

- 資料1説明 (川崎市立中学校完全給食実施に向けた取組 (事業スケジュールの見直し等) について)
資料2-1説明 (川崎市学校給食センター整備等事業 (PFI) 実施方針に関する説明会及び質問・意見について)
資料2-2説明 (川崎市学校給食センター整備等事業 (PFI) 要求水準書 (案) に関する質問・意見について)
資料3-1説明 (川崎市立中学校完全給食実施方針 新旧対照表)
資料3-2説明 (川崎市立中学校完全給食実施方針 (平成27年1月20日 修正)) —

(事務局より説明)

- 委 員 事業スケジュールについて、中学校完全給食の実施予定は当初より最大でどの程度見直すことになるのか。
- 事 務 局 センター方式の南部については7ヶ月、中部・北部については10ヶ月、給食提供開始を当初より繰り下げるスケジュールとした。

- 委員 東橋中学校の試行実施期間中における給食費 1 食の単価が 290 円となっているが、消費税の引上げ分等を考慮しているのか。
- 事務局 献立とも合わせて検討する必要があるが、試行実施の段階であり、暫定で本市立特別支援学校中等部と同額の 290 円としている。
- 委員 消費税率 5% になった時に給食費を値上げしたが、8% になった時には現行のままだった。(公財) 川崎市学校給食会の負担になっていると思われるので、値上げを検討する必要があるのではないか。
- 事務局 値上げについては、学校給食全体にかかわることなので、別途検討していく必要がある。
- 委員 民間事業者から、土壌汚染や地中埋設物等の用地リスクについての質問があるが、本リスクによって工期がずれるということはないか。
- 事務局 事業用地の土壌汚染及び地中埋設物等の資料を公表し、それを前提としたスケジュールになっているので工期がずれることは想定していない。予期できない土壌汚染や地中埋設物等が出てきた場合はその状況による。
- 委員 自校方式・合築校に係る事業スケジュールだが、犬蔵中学校、中野島中学校、はるひ野中学校の準備・試行実施の期間が非常にタイトである。この期間でどのようなことをどこまで行うのか。
- 事務局 準備・試行実施期間は 3 ヶ月弱を見込んでいる。調理委託事業者との調整、学校での食缶の運搬等のシミュレーションなどである。また、1 回でも 2 回でも本格実施と同様な試行給食ができればとも考えている。
- 委員 教育課程や時程を変えていかなければならない。運用面でいろいろな問題も想定しながら、工事期間中も準備期間として位置づけ、調理委託事業者等とも調整を図りながら、試行前のシミュレーション期間をしっかりと確保していただきたい。
- 事務局 保護者への説明や職員体制なども考慮すると、平成 27 年度からも順次様々な検討を同時に進めていくことが必要である。
- 委員 試行実施において、実際に給食を食べるということだが、給食費は保護者負担となるのか。
- 事務局 基本的には保護者負担だが、事業者側も実際に調理作業を試行する必要がある。試行回数を含め今後検討する。
- 委員 東橋中学校と他の中学校では試行実施の期間も意味合いも違っているので、「試行」という表現を整理したほうがよい。

- 事務局 了解した。
- 委員 試行実施にあたり、学校現場の事前調整も様々あり、綿密な計画が必要になってくる。例として、施設の完成はもとより、教育課程の変更、保護者へのお知らせ等、全て整わないといけない。試行実施にも、週の月曜日に実施や1年生のみ実施等、段階的に実施する方法もあるのではないだろうか。
- 委員 試行実施も踏まえ、学校栄養職員は配置されるのか。
- 事務局 現行では、学校栄養職員は県費教職員として標準法や県の定数に基づいて配置される。食育指導に関する校内体制など、学校給食を理解する学校栄養職員の役割は重要であるが、神奈川県との調整もあるので検討中である。
- 委員 試行実施も完全給食実施も年度当初ではないが、どうしてなのか。
- 事務局 可能な限り早期に実施するということが大きな目標。東橘中学校については校舎が完成しているにもかかわらず、半年間も給食が始まらないということになり保護者等の理解も得にくいだろう。施設が使える、準備が整うのであれば、年度途中でも実施した方がよいということでこのスケジュールになった。また、4月からのスタートでは、アレルギーを有する生徒・保護者との面談などの対応に課題もある。
- 事務局 東橘中学校が先行で実施し、給食費の管理方法などの基準づくりを行いながら次の学校に繋げていく考え。その検証を踏まえ、他の学校は準備期間の前からでも事前準備することができるだろう。
- 委員 東橘中学校とその他の学校では施設・設備条件など違いがある。いろいろな視点から課題を検討する必要がある。
- 事務局 配膳業務については違いが出るだろう。ハード的には東橘中学校は整っている。
- 委員 試行実施が開始される1月からは、願書提出など生徒不在の日もある。東橘中学校だけでなく、他の学校現場の声も吸い上げてほしい。
- 委員 いろいろな課題が出てくるだろう。給食費もそうだが課題を整理して示していただきたい。小学校とも情報交換をしながら課題の検討を進めていければよい。
- 事務局 給食月額の設定など、給食費のあり方については、小学校の運用のマニュアルがあれば、それを参考にしたい。
- 委員 小学校では（公財）川崎市学校給食会が定めている給食費の運用規定があるだろう。中学校はどうするか。
- 委員 給食費については小学校方式を準用すればいいのでは。配膳業務等では当然学校ごとに違い

は出てくるだろう。東橘中学校で試行実施することで、配膳から食して片付けるということがスムーズにできるかということがわかってくる。

— 資料4 説明（新・川崎市学校給食会給食管理システムの概要（案）） —
（事務局より説明）

- 委員 学校栄養職員へは本市計画配置パソコンも校務支援パソコンも配置されていないので、システムを稼動する前に機器を使う上での支援が必要だろう。
- 委員 給食費の滞納について、滞納してから1年経過すると、行政が督促等の対応をするという自治体もあるが、川崎市はできないのか。未払いは他の生徒に影響が生じる。
- 委員 教職員が徴収を行っている現状で未納が減らない。（公財）川崎市学校給食会に未納が累積している。中学校完全給食の実施を機に、見直しを行うのか。
- 事務局 債権額をどう特定するかなど、債権管理方法について法的な整理が必要だが、教育委員会としてしっかり整理していきたい。給食費の未納については、中学校完全給食の実施にかかわらず、現在の学校現場全体の喫緊の課題と認識している。

室長挨拶

11時20分 閉会